

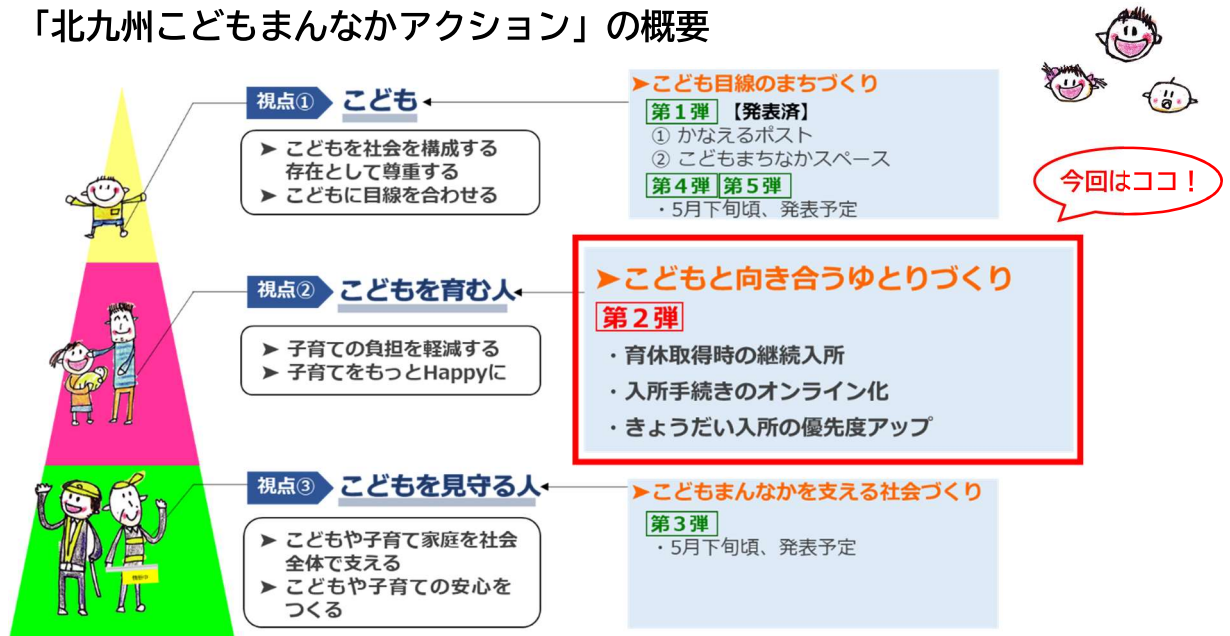
# 北九州こどもまんなかアクション!

～もっと利用しやすい保育所へアップグレード～

北九州市では、昨年11月に実施した「こどもまんなか city 宣言」に基づき、「こども」「こどもを育む人」「こどもを見守る人」の3つの視点から、総合的に子ども・子育て施策を実施する「北九州こどもまんなかアクション」を推進しています。

先にご案内した第1弾（かなえるポスト、こどもまちなかスペース）に続き、第2弾では、保育所の現場や子育て当事者の声を踏まえ、もっと利用しやすい保育所を実現するための改善（3つのアップグレード）に取り組みます。

## 1 「北九州こどもまんなかアクション」の概要



## 2 第2弾（3つのアップグレード）の概要（詳細別紙）

### （1）育休取得時の継続入所【令和6年4月から（開始済）】

- ・ 下の子が生まれて育休を取得する際、保護者が希望すれば、上の子の保育所入所を継続できるよう、取扱いを全市で統一しました。

### （2）入所手続きのオンライン化【令和6年7月からスタート】

- ・ 保育所の入所申込み手続きがオンラインで完結するよう整備します。

### （3）きょうだい入所の優先度アップ【令和6年9月入所からスタート】

- ・ きょうだいが、原則同じ保育所に入ることができるように、入所の優先度をこれまで以上に引き上げます。

### 【お問合せ先】

子ども家庭局こども施設企画課 石松（課長）、岸本（係長） TEL093-582-2412

## 第2弾の改善（3つのアップグレード）について

こどもの健やかな成長と保護者の負担・不安の軽減のため、下記の3点について、運用の改善（アップグレード）を実施します。

### 1. 育休取得時の継続入所【令和6年4月から（開始済）】

従来の取扱い	改善後
<p>第2子等が生まれ、その子のために育休を取得する場合、それまで<u>保育所に通っていた上の子は、保育所の方針によっては、退所となる場合があった。</u></p> <p>※育休中は保育所利用の必要性がない（家庭での保育が可能）とされる場合があった</p>	<p>育休を取得する保護者が希望すれば、上の子の保育所入所を継続できるように、<u>取扱いを全市で統一。</u></p>

### 2. 入所手続きのオンライン化【令和6年7月から】

従来の取扱い	改善後
<p>保育所の入所申込みは、「申請書」のみオンラインで受け付けを実施。</p> <p>就労証明書等の<u>添付書類は区役所窓口</u>に提出が必要なため、書類提出のために来庁いただく場合がある。</p>	<p>「添付書類」のオンライン提出ができるようにすることで、入所申込みに関するすべての手続きがオンラインで完結するよう改善。</p>

### 3. きょうだい入所の優先度アップ【令和6年9月入所から】

従来の取扱い	改善後
<p><u>きょうだい</u>が別々の保育所に通うことで、毎日の送迎や行事参加の負担が二重に生じている家庭もある。</p>	<p><u>きょうだい</u>が、原則同じ保育所に入所できるように、保育所の利用調整において、「きょうだい</p> <p>で同一の保育所」を希望する場合の優先度をこれまで以上に引き上げ。</p>

こどもを育む人の

- 子育ての負担を軽減する
- 子育てをもっと Happy に